# 会 議 記 録

会 議 名 称	第 11 回 杉 並 区 環 境 審 議 会
日時	平成15年1月24日(金) 10時00分~12時00分
場所	杉並区職員能力開発センター 3階会議室
委員出席	丸田会長、山田副会長、赤沼副会長、横倉委員、くれまつ委員、花形委員、長津委員、 本橋委員、岩橋委員、浅岡委員、高橋委員、秋田委員、山室委員、鈴木委員 佐藤委員 (15名)
者区側	環境清掃部長、環境課長、環境清掃部副参事、都市計画課長、建築課長、 公園緑地課長、清掃管理課長 みどりの係長、清掃計画係長、清掃計画係主査、環境都市推進担当係長
傍聴者数	0名
配 事前	第10回会議記録 (案) 杉並区一般廃棄物処理基本計画 (素案) 資料─1 資料─2
料 当 日	(仮称)神田川・環状七号線地下調整池(第二期)善福寺川取水施設 資料―3
会議次第	<ul> <li>第11回環境審議会         <ul> <li>(1) 第10回会議録の確認</li> <li>(2) 杉並区一般廃棄物処理基本計画(素案)の説明</li> <li>(3) 一定規模以上の開発等に関する報告事項</li> <li>① (仮称)神田川・環状七号線地下調整池(第二期)善福寺川取水施設</li> <li>(4) 次回日程</li> </ul> </li> </ul>
主要な発言会議の内容	1 第10回会議録の確認

	1 中學學學 1 五月 1 英国 1 英
	・小中学校をペットボトルの収拠点にすることはどうか
	・清掃部門の民間委託について
	・マイバック持参率について
主会	
主要な発言	
発び内	
言 容	

	第11回環境審議会発言要旨 平成15年1月24日(金)
発言者	発言要旨
環境課長	本日はお寒いところをありがとうございます。第11回の杉並区環境審議会の開会をお
	願い申し上げます。
	本日は、この時点で14名の委員のご出席をいただいておりますので、環境審議会は有
	効に成立することをご報告申し上げます。なお、佐藤委員は15分ぐらい遅れるというご
	連絡をいただいております。恐縮でございますが、環境清掃部長の栗田が、時間の重な
	る会議があり、少し遅れて駆けつけてまいりますので、ご了承いただきたいと存じます。
	それでは開会をお願い申し上げます。
会長	皆さん、おはようございます。平成 15 年の第1回の審議会で、合計すれば 11 回にな
	ると思いますが、本年もよろしくお願いいたします。
	まず、資料のご確認をお願いいたします。資料1は、事前に配付しました会議記録(素
	案)、資料2、杉並区一般廃棄物処理基本計画素案についてです。机上配付が資料3、神田川の資料です。参考資料として、みどりと人、東京都の環境影響評価制度、国際環境
	コカーラム報告書とその概要版です。
	では、最初に第10回の会議記録の確認ですが、何かお気づきの点がございますでしょ
	うか。
L L委員	課長の発言なので、私が訂正をする必要はないかと思って黙っていたのですが、4頁
	の「ダイオキシン類調査結果」のところですが、「玉川上水放流口、神田川に合流する前
	の地点ですので、玉川上水の水になりますが、水質で 1.8 ピコグラム teq/」のその下が
	□になっていますが、これはどういうことですか。
環境課長	恐れ入ります。ここは心が入りますので訂正させていただきます。
A委員	8頁のA委員の発言で、「道路階になっている」という、この「階」の字は、「界」で
	すので、訂正をお願いします。
環境課長	恐れ入ります。訂正いたします。
会長	では、今の2カ所は訂正していただいて、お認めいただきたいと思います。よろしく
	お願いいたします。
	では、3番の議事に入ります。まず、「杉並区一般廃棄物処理基本計画素案について」
)±1= <i>k</i> /c+m===	ということで、清掃管理課長、お願いします。
清掃管理課長	おはようございます。前回の審議会で若干触れましたが、杉並区の一般廃棄物処理基本表面にのままして、このなび事業として公表いましましたので、合体的な説明なませ
	本計画につきまして、このたび素案として公表いたしましたので、全体的な説明をさせていただき、ご意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
	資料として、素案の全文、約50頁ほどですが、各委員には事前に送らせていただきま
	した。また、今日お配りしたのは、1月21日号の広報すぎなみに一廃計画の素案の概要
	が掲載されましたので、参考までにお付けしました。広報にも書いてありますが、現在、
	区のホームページでもこの素案の全文について見ることができます。また、2月14日(金)
	までに、この素案に対するご意見等を葉書、ファックスで寄せてほしいというお願いも
	しております。また、1月31日(金)には、産業商工会館で、この素案に対する説明会
	を開催するといったことも載っています。

では、素案に沿ってご説明をさせていただきます。 3頁、第1章では、なぜこの基本計画を改定するのかという背景が書いてあります。現行の基本計画は、清掃事業が区に移管される直前の平成 12 年 2 月に策定されたもので、その後、平成 12 年には区の基本構想である杉並区 21 世紀ビジョンが策定されました。この廃棄物の基本計画は、法律により、基本計画に即したものでなければいけないということになっていますので、今回、新しい基本計画を作ることになりました。また、この廃棄物の基本計画の上位計画にあたる環境基本計画についても、ご案内のように今年度改定が行われておりますので、この環境基本計画との連携を踏まえて策定するものです。

この2点が大きな改定をする理由ですが、清掃移管になった12年度以降の清掃リサイクルを取り巻く環境の変化といったものを〇印で若干触れています。〇の1点目では、循環型社会の転換を目指して、国の廃棄物リサイクル関係の法律が整備されてきて、ごみの発生抑制ですとか、リサイクルに対する社会的要請、あるいは区民の関心も高まっているということがあります。

また〇の2点目では、平成18年度には、可燃ごみの中間処理施設、杉並で申しますと高井戸の杉並清掃工場が、各区へ移管されるという予定になっていますので、今後はより一層、区独自の廃棄物行政への取り組みが必要性であるということ。また、杉並清掃工場も、稼動後今年度でまる20年を迎えましたので、将来のプラント更新、建て替えということも視野に入れて考えていく時期にきているということもあります。

4頁ですが、清掃の移管により、都から移管を受けた杉並中継所においては、国の公害等調整委員会で一定時期に限ったものですが周辺の健康不調の原因は、中継所の操業に伴い排出された化学物質によるものという原因の裁定がありました。また、杉並区では、いわゆるレジ袋税、すぎなみ環境目的税条例をめぐるさまざまな議論を通じ、多くの区民や事業者の方に、使い捨ての生活様式を見直していこうという行動が浸透しつつあるという状況にあろうかと思っております。そのようなことが、この2、3年の社会的な動きかと思っています。

4番目の次に、計画の位置づけと期間です。この計画は区の清掃リサイクル事業の指針として策定するもので、計画の期間は平成15年度を初年度として、29年度までの15カ年の計画として考えています。なお、この計画はおおむね5年ごとに改定する、というふうに考えているところです。

5頁は、区のさまざまな計画と、一廃基本計画の位置づけを図で示したものです。

6、7頁は、第2章ということで、現状の認識と理念、目標ということで頁を割いています。これを考えるにあたり、「現状認識」という部分から始めてみました。●の1点目では、行政主導型のごみ行政を見直して、新たなごみ減量なり、適正処理のあり方を模索していく必要があるといったことがあります。これまでは、どちらかというと行政主導でさまざまなごみのルールを作って、ごみの減量、適正処理に努めてきて、成功はおさめていますが、今後さらなるごみの減量を行っていくためには、従来型の行政主導の取組みには限界があるということを現状認識として触れています。

●の2点目は、画一的ではない多様な生活様式に応じた仕組みが必要ということで、 例えば、今の分別回収、区内であれば週1回資源の日がありますが、資源の分別をより 徹底したいという意欲を持った区民の方には物足りないといった面もありましょうし、逆に子育て世帯ですとか、親の介護をしている世帯、あるいは共働き世帯においては、今の分別のルールでも負担に感じて、十分に協力できないといった家庭もあろうかと思います。そういった意味で、7頁の冒頭では、今後新たな資源品目などについて、画一的ではなく、多様な生活様式に応じた、減量しやすい体制が必要であると考えているところです。

●の3点目は、これまでは、あくまでもごみの量を、ボリュームを減らすというところに重点を置いてきた面があろうかと思いますが、今後は単にごみの量の削減だけではなく、それに伴うコストとか、環境への負荷といったトータルな視点から、バランスのとれた清掃リサイクルの取組みを進めていく必要があるということを、反省点といいますか、現状認識をしています。

7頁の後半、計画の理念ですが、3点触れています。今後は、当たり前のことではありますが、区民の方との共通認識、共有化を図るということで、今、ごみリサイクル問題で、どんなことが問題になっていて、その解決のためにはこういった方策がある、それにはこれぐらいの費用がかかるとかいった情報を、行政の側から投げかけていくといったことを理念としたいと思っています。さまざまな必要な情報交換、意見交換を行って、区民とのコミュニケーションをとりながら、政策形成を積み上げていき、新しい事業を創造していくといったことを理念と考えているところです。

- 8頁、●の3点目ですが、ここでは新たな取組みとして、区民の皆さんの発意とか意欲に基づいたアイディアを行政側が受け入れて、それを区の1つの事業として具体化していく、そういった仕組みも必要であるといったことを理念としています。次に「計画目標」についてですが、ここでは個々の区民の方が環境に配慮した生活行動を実践できる社会、年齢層等さまざまな区民の方の発意による多様なアイディアが、環境に配慮した生活行動として実践され、多くの区民、事業者を巻き込みながら普及されていく社会、というのが理想ですので、そういったものを目指していきたいということが書いてあります。
- ●の3点目では、ごみを減らさなければいけないという義務感という発想だけではなく、区民の方の、こういった生活がしたい、活動がしたいという発想に基づいた取組みをした結果、環境問題あるいは廃棄物問題が解決されていく。理想ではありますが、そういった社会を目指していくということを目標としているところです。

9頁、第3章です。ここでは重点目標、重点事項を取り上げています。9頁の冒頭「重点目標」という部分で、杉並中継所を不要なものにしていくための取組みをまず第1に挙げています。杉並中継所については、そのメリット、効用は、作業の効率化ですとか交通量、自動車公害の緩和が図られるということでできた施設ですが、「しかし」という部分で、健康被害の原因裁定申請事件の裁定で、原因物質は特定できないものの、被害の原因は中継所の操業に伴って排出された化学物質によるものとされています。杉並区としては、廃棄物を限りなくゼロに近づける努力を区民の皆様と一緒に協力しながらやっていき、将来的には積み替え施設である中継所を不要なものにしていくことを目標にしていくと、ここで明言しているところです。

□の太枠の中で、はっきりと、この杉並中継所を 10 年後の 24 年度を目標に、不要なものとしていくということを謳っています。そのために、不燃ごみの減量化とか、資源化の徹底が必要になってきますので、不燃ごみの減量徹底化を、これ以下に述べます「個別計画」ですとか、それの検討実施にあたっては、共通の課題というか、共通目標として取り組んでいくということをいっています。□の中の3点目では、杉並中継所を利用しているのは、杉並区のほかに隣接区の練馬区、中野区も搬入していますので、この両区に対しても、当区の計画を説明し、理解をいただき、一緒に連携した不燃ごみの減量策の取組みを推進していこうということが述べてあります。

10 頁では、重点事項ということで4点ほど挙げています。重点事項の1番目は、目標 達成のための各種指標の把握とか管理ということで、これからはごみ量だけではなく、 ごみあるいはリサイクルに関する区民の関心とか行動についても、指標化して把握して いく必要がある、といったことが述べられています。

重点事項の2点目では、区民発意事業の創設と、支援のための仕組みづくりとして、これまで以上にごみの減量等を進めていくためには、先ほども申しましたが、行政が仕組みを作って、区民の皆様がそれに従うという従来あったやり方では対応できないということもあり、特にごみの発生の回避といいましょうか、発生抑制の段階では、行政主導の取組みには限界がありますので、意欲のある多様な区民、事業者の発意による減量化のためのアイディアが実施されることが、今後必要になってくるということで、そのような発意によるごみ減量活動を支援する仕組みづくりを検討していかなければいけないということ。

また、11 頁にかけて、この事業への支援と財源の確保ということで、区は発意に基づくアイディアを集めて、そのうち効果的な事業に対しては、財政的な支援も含めた支援を行う必要があるということを考えています。また、将来的にではありますが、すぎなみ環境目的税条例が施行された場合には、この税収を、あるいは将来的に家庭ごみの有料化といったものが実施された場合には、その収入を原資として、このような区民発意によるアイディア事業に対して、そのお金を還元するといった仕組みも考えていく必要があるというふうに考えています。

重点事項の3点目は、ハード面の整備で、これからはプラスチックのリサイクル、あるいはリサイクルが困難なプラスチック類の熱利用などを検討していくにあたり、新たな施設の確保、あるいは今の施設の機能を変更していくことがあるということで、プラスチックの選別加工施設を確保していく必要があるということ。また、△の2点目では、処理施設、具体的には杉並清掃工場のことですが、ここのあり方や建て替えに関する方針について、専門の委員会を設けて、プラスチックの熱利用の可能性も含めた多面的な検討を、近々立ち上げなければいけないということをいっております。

12 頁、重点事項の4点目として、経費の最小化、あるいは区民満足を高める仕組みづくりを今後、まとめ上げていかなければいけないといったことを述べています。13 頁では、いわゆる数値指標といったことが書いてあります。従来は、こういった数値指標、目標としては、ごみ量に係わる指標が設定される傾向が多かったのですが、先ほども申しましたように、それだけではなく、区民の方々のごみ問題に関する関心ですとか、行

動といったものも、1つの指標イメージにしていこうということです。

13 頁、■の1点目では従来どおりのごみ減量に係わる指標として、1. 全体の排出物の量、2. 家庭におけるごみの排出量、3. 事業系ごみの持ち込み量。最後に中央防波 堤最終処分場に持ち込まれる量という部分で、それぞれの減量率、減量目標を示しています。

家庭ごみの排出量については、環境基本計画のチャレンジプランの中にもありましたが、13年度実績である区民1人1日715gのごみ排出量を、10年後の24年度には約430g程度と、現状の40%減にする。これは、かなり高い目標数値でありますが、40%減を指標としています。また、最終的にその廃棄物の最終処分量、いわゆる埋立量についても、現状の60%減といった減量目標として設定したものです。

■の2つ目のほうは、ごみ問題に対する関心度等の指標、イメージということで、例えば、ごみ問題、環境問題の関心というのは、直近のアンケートでは40%ぐらいの方が関心があるということでしたが、この数値は今後、上げていかなければいけないといった、イメージではありますが数字を上げていく、あるいは下げていくということも、1つの数値目標としていきたいと今後は考えています。

14 頁では、いま現在、ごみ処理にかかっているコスト、費用について、1トン当たりとか、1人当たりの数値を示しています。将来の方向性としては、こういった数値も下げていく必要があるということで、コスト指標としたものです。

15 頁には、将来のごみ量について書いています。専門家の先生に聞きましても、経済的要因がごみ量に影響を預える諸条件には不確実性があるということで、結論から申しますと、杉並区の将来の廃棄物総量は、このようなごみ減量の施策を何も実施しなければ、現状と同じ数値で推移し将来の区の人口により変化すると書いてあります。将来の人口は微減傾向にありますので、何も策を施さなければごみ量も横這いか微減程度で進んでいくだろうということを前提にしています。ここまでが、一廃計画の総論部分に当たる部分です。

第4章以下は、個別の計画が書いてあります。書いてある順番も、いわゆる物の流れの川上の部分である発生抑制から収集、運搬、処理、処分といった川下に向けた順番で構成しています。それぞれについて簡単に申し上げますと、16頁の発生抑制計画については、ごみの発生抑制といった、物の流れの上流部での対応をより重視した取り組みとして、生産者とか消費者の方が、自ら率先して実践できる環境というか仕組みを区としては用意しなければいけないということが書いてあります。

17 頁では、容器包装の少ない商品の販売、量り売りなどの普及といったものを、区内の事業者と協力しながらやっていく必要があるといったことが述べられています。

18 頁では、アンケートによると、例えば介護、医療用品といったものが、もっと広くレンタルサービスとして広まればいいというような区民の方のご意見もありますので、こういったもののレンタル・サービスの普及ですとか、あるいは物をすぐ捨てないための修理・修繕サービスの普及といったものにも取り組んでいかなければいけないということ。「拡大生産者責任に基づく発生抑制」ということでは、区内でものを製造販売されている部分については、販売者、製造者の方と直接的な話合いをする場を設け、この段

階からの取組みについての協力を行っていく必要があるということ。また、ごみの減量 に積極的に意欲を持って取り組んでくれた事業者については、区としても評価をして、 例えば表彰とか、そういったこともしていく必要があるといったことが書かれています。

19 頁は、資源の循環利用、リサイクル計画ということで、「既存の資源の分別の徹底」といったことが掲げてあります。いわゆるびん・缶、古紙といった資源ごみが、可燃ごみとか不燃ごみの中に数多く含まれていますので、分別の徹底といったことが、まず第1に取り組まなければいけないことだということが書いてあります。19 頁の最後の2行ぐらいには、今後、家庭ごみ有料化などの経済的動機づけによる分別の徹底とか、ごみの減量化について研究、調査をしていき、導入の可能性を検討していくということを述べています。

20 頁では、ペットボトルの効率的回収ということで、今後は区立の小中学校などを拠点とする可能性も検討していくことが書かれています。

21 頁では、最近新聞にも載っていますが、陶磁器のリサイクルとか、生ごみのリサイクルについても調査研究をし、できる部分から協力をしていただき取り組んでいく、という姿勢を述べています。

22 頁の後段では、集団回収への支援ということに触れています。現在、この集団回収に参加する団体は減りつつありますが、区の家庭系のリサイクル量の13%を占めている事業ですので、今後、活動の励みになる経済的な動機づけといったことも含めた制度の活性化、あるいは再検討をしていきたいということを考えているところです。

23 頁では、排出管理計画が書いてあります。方策の1番目には、集合住宅における排出管理の徹底。どうしても集合住宅、一人住まいのサラリーマン、あるいは学生の方々などのごみの分別の徹底等が悪いので、このような住民の方を対象とした特定のメディアというか、情報媒体を使った普及啓発活動にも、今後力を入れていかなければいけないということで、ターゲットの1つと考えているわけです。

24 頁には、カラス対策の拡充という項目もありますが、現在、夜間収集を区ではモデルで実施しています。カラス被害を防ぐには、ポリバケツなど容器で出していただくのがいちばんの対策ですので、この容器を区民の方々に斡旋するといったことも含めた容器出しと、他のカラス対策との併用を施行していきたいということです。

25 頁は分別収集計画、27 頁は収集運搬計画が書かれています。収集運搬計画については、例えば「まちの美観の確保」というところで、カラス対策のことにも触れていますが、この文章の最後2行目には、「今後地域ごとに収集時間を定める、定時収集」。いま杉並区の場合、ごみ出しは、収集日の朝の8時までにということをいっていますが、例えばA地区は8時まで、B地区は11時まで、C地区は午後1時とか、そういった定時収集といったものの検討もしていくことが書いてあります。

次は戸別収集です。これは、ごみのステーションに出すのではなくて、自宅の門の前というか、玄関の前にごみを出していただく収集形態です。これに取り組んでいる自治体もありますので、その導入の可能性を考えていくといったことを示しています。

その後は、中間処理の計画とか、最終処分計画を書いています。ここは、今まで話を してきたこと等も入っていますので、説明は省略させていただきます。 37 頁に、先ほど重点目標で申しました、杉並中継所を不要なものとしていくための計画という部分で、個別計画の1項目を割き、中継所に対する取組みの道筋をここで書いています。「中継所を不要なものとしていくための取組みとしては、次の基本的な考え方による」ということで、1つは、いわゆる資源の混入の防止。次に、不燃ごみの重量比で半分以上を占めているプラスチックを資源として分別回収すること。また、どうしてもリサイクルが困難なプラスチック類については、処理方法の変更、つまり焼却による熱利用といったものも検討していくということを考えています。プラスチックの具体的なリサイクル方法については、コストとか、区民の方の参加度、協力度の可能性も踏まえて考えていかなければいけない、といったことにも触れています。

37 頁の後段に表があります。1番目の■は、現在、中継所に搬入されている不燃ごみの組成割合の実績と、今後の取組みの方向を示したものです。そこに書いてあるとおり、不燃ごみの中には可燃物(本来であれば可燃ごみとして出すべきもの)と、びん・缶、ペットボトルといった資源として集めているものが約30%ほどを占めています。この30%部分については、混入防止ということで、分別の徹底、あるいはペットボトルの回収率の向上といった対策に取り組む必要があると思っています。

また、プラスチックのうち、容器として使われている容器包装とか、それ以外のプラスチック類が約50%を占めていますので、この部分については、いまのびん・缶、古紙と同じように、資源として分別回収に取り組んでいく。どうしても資源として回収できないものについては、焼却による熱利用といったものを考えていこうとしています。また、全体を通じて、ごみとして家庭に持ち込まない、発生抑制による取組みも併せて行っていくことが必要であるということをここで書いています。

■の2点目は、現在、中継所へ搬入される車の台数と、逆に出ていく車の台数の実績を示しています。これは 13 年度の実績ですが、搬入されてくる車の台数が年間約7万2,000 台、逆に大型の車に積み替えて出ていく車両は約1万台ということで、ちょうど7分の1になっています。不燃ごみを減らしていって、不燃ごみの清掃車両が現在の7分の1程度になれば、積み替え施設としては不要になっていくと考えているところです。

38 頁は、イメージではありますが、いま言ったような取組みを行っていくことにより、いま年間5万トン弱の搬入量がありますが24年度ごろには約1万トン、5分の1ぐらい減っていくということになり、結果的に容積としては7分の1程度になるのではないかというイメージです。このようなごみの減量に取り組んでいきたいと思っているところです。

43 頁以降には、生活排水処理基本計画が付いています。一般廃棄物の基本計画には、 ごみ処理と生活排水処理の2つについて策定することとされており、生活排水処理計画 も盛り込んでいるところです。

以上、素案の概要を説明させていただきました。この場でのご意見も頂戴いたしたい と思いますし、また別途、来月半ばぐらいまでにご意見等をいただければ極力反映して、 計画として確定したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

今、ご説明にもありましたように、今後のスケジュールで、2月14日までにいろいろ ご意見を担当課のほうにということで、すでに広報でもお伝えしてあるということです。

会長

それに加えて説明会も、1月31日にされるということです。改めてこの審議会に諮っていただけることは大変幸いだと思っていますので、今日この機会にお気づきの点、ご意見を頂戴できればと思います。

まず、全体を通してご意見をいただく。そして、素案の第1章、第2章、第3章、前半部分について、まとめてご意見を頂戴する。後半部分の第4章は個別計画で、多々ご意見が出ると思います。全体的な計画運用とスケジュールということで第5章。最後に生活排水処理基本計画、資料といったところについてということでご意見等をいただければと思います。とりあえず全体を通して、ご質問等も含めていかがでしょうか。

G委員

感想も含めて、とても画期的な提案がいろいろあってよかったという感じがします。 これが実際に実現できたら、環境基本計画でいう、区民の1人あたりの削減目標、23 区 でいちばん少ないとか、ああいうことが実現可能なのだろうというところが見えてきた かと思っております。

その中に1つ大きな、区民の役割みたいなところが、今まで以上に大きく出てきたのかなというのが1つ読み取れるのです。区民の役割、例えば一廃の基本計画でも、環境基本計画全体にしても、区民がもっと自治基本条例とか、そういうこととも併せてだと思うのです。現実は、こういうものを作ったからといって、区民が急に自治が始まるとか、自立するとか、意識が高まるとか、そういうことは実はなかなか難しい。自治を押し進める、機運を高める、そこの仕掛けがかなりキーポイントかなと思います。それに向けてもいろいろ、あれこれ策が練ってあると思います。

ただ、清掃廃棄物だけでこれをやってもなかなか難しい。生活あっての区民ですから、いろいろな文化とか、国際とか福祉とか、すべての分野で自分が生活し、自治していくというあたりのネットワークというか、役所は縦でこういうふうに分かれているけれど、私たちは平面で生活しているわけですから、お互いにいろいろな分野の活動をしている人たちと協力し合いながらやっていくと、なお一層これが力を増していけるのかなと思います。是非、役所の中でも清掃、環境だけでなく、他と連携しながらという部分を見落とさずに、いろいろな施策を打ち出していただけると嬉しいと思います。

会長 N委員 ほかにございますでしょうか。

ここには出ていないですし、また入れる必要もないかもしれませんが、ハイジャックの問題についてお伺いしてよろしいですか。実は、区のほうでもいろいろ対策を練っていただいているのですが、やはりまだ大変問題が起きています。区民としても、本当に資源回収、集団回収等で、何とか区のためになったり、あるいは住民が本当にそういうことに協力して良くしたいということでやっているのですが、実質的にはまだあちこちでそういうことが起きています。その点について、いま現状やられている状態と、今後の方針等がありましたらお聞かせ願えればありがたいのですが。

清掃管理課長

資源の抜き取り対策の件ですが、今この点については、区も新たな取組みを行っております。1月15日から、民間の委託業者に頼み、深夜の12時ごろから昼ごろまで12時間、巡回パトロールをしています。巡回パトロールの者は、区民の方が資源として出した古紙等を抜き取っていくところを見つけた際は「抜き取るな」という注意をするといったことを、まず今月から始めています。それが1つです。

もう1つは、資源抜き取り禁止シートというシートを付ける。これは、できればカラスネットにそのシールを付けて、資源の日にも網をかぶせる。つまり、古紙の傍に「資源抜き取り禁止です」といったものを貼って、抜き取り業者の行いを少しでもストップさせようということでやっています。これについては、各清掃協力会、あるいは町会等を通じて、各ごみのステーションに禁止のシートを貼ってくれということで協力をお願いしているところです。また、そういったPRを、区もしていきまして、極力数多いごみのステーションに、抜き取り禁止のシートが貼られて、また夜のパトロール体制も、より充実すべきところは充実させていきたいと考えています。

N委員

その中で、一般の区民の方とトラブルになるケースが出ています。その対策について は何かございますでしょうか。

清掃管理課長

当然、いま話をした対策を進めるにあたりましては、3つの警察署とも協議をしながら進めているところです。パトロールをしている委託業者の方も危険といったことがあれば、110番通報はしますし、毎日のように来ている車はナンバー等で分かっていますので、頻度が多ければ警察への通報、情報の提供等々をしていき、警察とも連携をしながら取り組んでいきたいと思っているところです。

会長

では、第1章、第2章、第3章、3頁から15頁まででご質問、ご意見等がありましたらよろしくお願いいたします。

F委員

13 頁に、数値指標と計画管理というのがありますが、この中のごみ減量に係わる指標で理解できない点があります。具体的に申し上げますと、いちばん上に1.全体排出物量と書いてあります。その下に2.家庭系、3.事業系とありますが、この全体というのは、家庭系と事業系の合計かと思ったら、そう単純ではないようですね。家庭系についてはごみ排出量で、1日あたりのキロ数と年間のトン数が出ていて、13万5,000トンとあります。事業系は、持ち込み量ということで、これは中間施設等に持ち込んだごみだと思うのですが、これが2万トンとなっています。それぞれ減量の率は、全体で現状10%減、家庭系では40%減、事業系持ち込み量が10%減となっています。最終処分量については、現状60%減となっていて、家庭系、事業系に比べて大幅に減量の率が多くなっているのですが、これは中間施設に持ち込んだ場合に、非常に効率的な良いことがあるのかどうか。また、10%、40%、60%というのがちょっと理解できないのですが、その辺についてお教えいただきたいということと、この表がどうも一般の区民の方には難しいのではないかと思うので、それについてご検討いただけるかどうかお伺いしたいのですが。

清掃管理課長

説明不足ですみません。今のご質問については、14 頁にごみの流れというのが出ています。例えば、1番の排出物量は、家庭系、事業系になる前といいましょうか、そこでの量を発生抑制により10%なら10%減らしていこうという意味です。その後、2番の家庭系については、ごみの排出量を目標としては現在に比べ40%減していきたいということです。3番目の持ち込み量というのは、いわゆる事業系のごみですが、10%減、最後の4、最終処分量、のところで10年後には60%程度の減量を目標とすると、このような形になっています。

いま言われたように、区民の方からは見にくいというご意見がありましたので、数字

の書き方、あるいはこの図の活用ついては工夫をしてみたいと受けとめさせていただき ました。

F委員

もう1回、ちょっと伺いたいのですが、そうしますと最終処分量 60%減に対して、家庭系 40%減、事業系 10%減という、この辺の関連で、どうして家庭系が 40%が 60%に増えるのか、事業系が 10%が 60%に増えるのか、その辺をご説明願いたいと思うのですが。これは減量率を単純に1、2、3を合計して 60 という数字になるのでしょうか。

清掃管理課長

結果的に10、40、10で、足すと60となっていますが、単純に足し算をして60になるという数値ではありません。たまたまそうなっていますが、ごみの流れの中で、当然ごみとして、廃棄物として捨てられる量が減ってくれば、それを燃やした後の灰も減ってきますし、そういった計算をした上で、このような数値が組み立てられてはいるのですが。

会長

この出し方は、単純に説明できなければ困りますね。あまりややこしくては意味がない。数字というのは一人歩きしますから。

F委員

事業系なり家庭系の減量が40、10%の目標で、最終処分量が60%の減量目標ということについて、家庭系、事業系の欄から最終処分にいく途中で減量が増えるという要素はあるのでしょうか。例えば、焼却する場合に、非常に焼却の効率が良くなって、最終処分が減っていくのか。何かそういうことがないと、ごみが減になれば処分量も減にはなるのですが、ごみの処分量に対して最終処分量が相当多くなるということについては、何か中間施設の中で、効率的にそういう作業が進んでいくのかと考えられるのですが、その辺はいかがなのでしょうか。このことにあまり時間をとっては申しわけないので、後ほどもう少し具体的に、不勉強な私にも分かるように教えていただくということにしていただければと思います。

会長 J委員 その点は後でクリアにしてください。では、どうぞ。

同じゴミの減量のところで、家庭系は40%減で、事業系は10%減という予想をなさっていますが、40と10とではかなり差があります。40にした理由はあるのですか。

清掃管理課長

まず1つ、40にした理由は、重点目標に置いています中継所を不要な施設にしていこうということで、結果的に不燃ごみを今の80%減らしていけば不要になるということになっています。ですから、40%の内訳としては、ごみ全体では40%減ですが、そのうち不燃ごみは80%減らそう、可燃ごみは33%減らそう、相対としてごみ排出量を40%ということです。中継所を不要にしていくためには、かなり高い数字ではありますが、そういったものを目標に置いているということで40%減と出てきました。一方、いわゆる事業系のごみですが、お店とかそういう所から出るごみについては、いま現在も少し微増の傾向にあるのです。もともと持ち込みごみ量が微増の傾向にありますので、減量目標としては、あまり高い数値は望めないということで10%としたところです。区のほうとしては、事業者に対しては10%以上のことができるようなアプローチ、アクションはとっていきたいと思いますが、そういった意味で40と10という差がついているところです。

J委員

それに関連してもう1点。家庭ごみに関しては、13年度の現状からほとんど変わらないことが前提ですね。7頁で、「これまでの廃棄物解決問題の施策として、ごみ量を減ら

すことのみを重視してきた面がある」とありますが、このごみ量というのは、排出されたごみの話ですね。発生抑制の面で、各家庭から出るごみが、住民や行政の努力目標で減れば、この現状の目標自体は減るということですね。

清掃管理課長

はい。家庭からのごみの実績を基にしていますから、それを減らしていっていただきたいということです。この「715g」の内訳は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを足した量です。

J 委員

では全体の家庭ごみの出る量自体が減れば、数字的には現状の 40%より、もっと減る ということですか。いまは各家庭から出ているごみの量が、715 ということで指標を出し ていますね。これはあくまでももうごみが出ている量ですよね。ですから発生抑制で、 それぞれの住民が努力して出す量を減らせば、元の出てくる量が減りますから、自動的 に現状の 40%減がもっと減るのですね。

清掃管理課長

はい、そうです。

J 委員

7頁に書いてあるごみ量を減らすという意味は、出てきたごみを分別などして、本当に燃やして減らすという意味でのごみ量だと思うのです。それはあくまでも家庭から出てきたごみの量が 715 として、その中を分別して、資源としてリサイクルする部分をたくさんすれば。

清掃管理課長

そういうことです。

J委員

ですから反対にそれぞれが出す量を減らせば、数値的には家庭から出るごみは 715 より、もっと減量できるのですね。

清掃管理課長

そういうことをしていただいて、目標としては 40%に減らしていただきたいという目標です。

環境課長

この表で、「全体の排出物量」というのがありますね。この排出物量というのは何を言うか。この表ではごみ排出量と持込み量を足したものに、さらにリサイクルされる量を含めて、1番の「排出物量」になるわけです。ですからリサイクルが進んで、出る部分については、この表には出てこないので、ちょっと分かりにくい面があるのです。大まかに言ってしまうと、出ていくから将来、24年度の数字になっていくという考え方になるのではないかと思います。

この4つの要素だけを見ても、帳尻が合わないような感じがするのですが、1番の「排出物量」というのは本来、リサイクル量を含んだ概念なのです。しかしそのリサイクル量が、この表の4つの要素の中には出てきていませんので、何となく最終処分量がえらく大きく減るように見えるのです。リサイクルで本来排出物量に入っていたものが、この表の中からは出ていってしまいますので、当然最終的には燃やして処分する量が減るということになるのだろうと思います。門外漢で申し訳ないのですが、先ほどから横で聞いておりまして、そこのところがひとつ欠けているかなと思いました。

会長

では第4章と第5章を含めて、ご質問、ご意見をどうぞ。

M委員

37 頁の「中継所の不要」の「その他プラスチック」の関連で、11 頁の「プラスチック 選別加工施設のカット」について、いわゆる民間への業務委託、あるいは選別加工の施 設といったことが、ここに記されておりますが、将来的な具体的な施設の利用方法とし てどういうことなのか、すでに描かれているのかどうか。 清掃管理課長

いわゆるプラスチックを資源として集めて、リサイクルしていくためには、どうして もこのような施設が必要です。来年、再来年先から、あそこのこういった施設へといっ た絵柄は、まだ決定していないというのが正直な話ですが、これもいち早くと言いまし ょうか、区としても速やかにそういったものを決めていく必要があろうかと思っており ます。

会長

37 頁の中継所をどうこうというのは、いろいろ問題があると思います。これに関係して何かございますか。

K委員

39頁の「その他」ですが。

会長

皆さん、中継所についてはよろしいですか。

L委員

「中継場を不要なものとする計画」ということで、かなり大きく出ていますね。新聞記事などでは、こういう基本計画ができました、しかし地元の人たちは、「10年も待てません」と言って批判していますという形で書かれているのですが、私は真面目にやれば、もちろん10年ぐらいかかると思うのです。杉並中継所を10年後の平成24年度を目標に不要なものとするということを、ここで打ち出すということは、もう区民に約束するというように理解して良いのかどうか。何年度までにどのように達成しますという行政の目標は、特に環境基準関係のものは、大体守られないできたという過去があります。これはたとえ区民がだらしなくて、区役所もちょっとサボって、例えば今おっしゃった不燃物80%減が達成できなくても、とにかく10年先には中継所は閉鎖するということを約束してしまったのだから、それだけはなにがなんでもやるという約束をしたというように受け取って良いのかどうか。

清掃管理課長

中継所についてはいままでも不要なものにしていくということは言っておりましたが、いつまでとは決めておりませんでした。今回区の廃棄物処理計画の中ではっきりと、10年後の平成24年度を目標に廃止していきたいといったところを定めたわけです。受け取り方はいろいろあると思いますが、区の計画の中でこのような目標を決めて定めたということになります。

環境清掃部長

私のほうから、ひとつ補足させていただきます。これを実現していくためには、区民の方々の協力とか、考え方としてはプラスチックをどのように処理していくかなど、いろいろな要素があるわけです。最終的には清掃工場の設備更新に合わせ、熱回収していくというのも、1つの方法だと思います。工場をいつ建て替えるか、設備更新をするかということもありますので、10年後を目標に、最大限の努力をしていくということです。我々も努力しますし、区民の方々にも呼びかけていきます。

例えばそれほど減っていかないということになりますと、現在の施設の中央防波堤の所に不燃ごみのセンターがありますので、今度あそこを廃止して、それを直送するということになります。通過していく区との関係もありますので、やはりその段階で、そういう総合的なことを判断し、直送するかどうかという判断が迫られると思っております。我々としては10年後ということで計画を作りましたので、それに向かって最大限努力をし、区民の方々にも呼びかけていくことになろうかと思っております。ですから現状でほとんどごみ量が減らないという形で、10年経ったら完全に即廃止するのは、現実では難しいと思っておりますので、最大限努力をし、その段階でどれぐらいごみ量を減らし、

L委員

直送に耐え得るかということを考えて判断していくことになろうかと思います。

納得してもらえるでしょうか。

K委員

私はその後の「その他」の有害廃棄物についてです。日本のごみ対策の中で有害廃棄物については、意外と不十分なところが多いのではないかと思って見ております。例えば固形物と固形物でないものとの定義みたいなものですね。アメリカ辺りの定義ですと、油は固形物になっています。液体の廃棄物も固形物にしているのです。日本もそういうことを少し整理してみたらどうかと思っているのです。

例えば店などを回ると、液体の商品がたくさんあります。それを買い込んできて引っ越しということになると、始末に困ることが非常に多いのではないかと思うのです。その中には例えば園芸用の消毒剤や殺虫剤みたいなものも入っていますし、ホームセンターなどですと、塗料を売っています。そういうものが液体のまま入っていると、どう処理していいか分からないということが、非常に多いのではないかという具合に痛感するのです。そういったものをどう扱っていくのか、この辺の手当てを考えておくほうがいいのではないだろうかという具合に考えます。

清掃管理課長

固形物と、液体の取扱いの違いといったことについては、また勉強させていただきたいと思っております。

F委員

この章で4つほどお伺いし、意見申し上げたいと思います。最初に20頁の「ペットボトルの回収」の下のほうに、「小中学校を拠点として、ペットボトルを回収する可能性を検討する」とありますね。小中学校の子供たちに環境教育、環境学習をすることは大変結構で、やらなければならないとは思いますが、飲むのは大体大人だと思うのです。子供も飲むとは思いますが、大人が飲んだペットボトルを子供たちが学校に持って行ってということにまで子供たちを使うより、まずは大人が果たすべき責任だと思うのです。ですから検討することは結構だと思いますが、私はこういうことにまで子供たちや学校を使うことについては、よほど慎重にしませんと、何でもかんでも難しい問題が起きた場合、教育の現場、学校教育でやれば良いということになりかねないというのが1点です。

第2点は、26頁に「粗大ごみについての名称変更」というのがありますが、「粗大ごみ」というのは、一般的には家庭内の無用の長物ということで使われておりますし、ここにあるようなこともあり得ると思いますので、この時点で「粗大ごみ」という言葉の名称変更については、是非ご検討いただきたいということをお願いしたいと思います。

3番目は、29 頁に「中間処理計画」というのがあります。これは杉並の清掃工場の将来的な改築等の問題を含んでいると思います。これは当時、杉並区の全都的なごみ戦争という大変貴重な経験の中で生まれた施設ですので、この施設を今後どういうように持っていくかということについては、もう二度と再び前のごみ戦争のようなことは起こさないように、東京都や関係地区の住民の方々と十分話し合いをしていただきたいと思います。おそらくこれを改築する場合には、数年間はどこかに代替施設を造るということになりますと、区内に設けるかどうかは分かりませんが、応急にしても、それに相当する施設の改築が必要になると思います。これは相当先のことだと思いますが、特に専門委員会等をつくるということですので、その中で審議していただき、今後二度とああい

うことが起きないように、十分ご検討いただくようにお願いしたいと思います。

最後に35頁に、「経費の管理計画」というのがあります。今までいわゆる「有価物」と言われていた古紙やアルミ缶といったものについて、区で回収した後、どういう措置をされているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。従来ですと古紙の場合、売払い代金ということで、ある程度の収入があったわけです。アルミ缶等については、いまでも売れば若干収入になると思うのです。そういう収入について、この計画の中に入っているのか入っていないのか、あるいは当然もうそんなことでは済まないので、相殺された業者の請負経費の中に含まれてしまっているということもあると思いますので、その辺についてお伺いしたいと思います。

#### 清掃管理課長

数々のご意見、ありがとうございます。最後の有価物についてですが、区のほうで資源として集めたびん・缶、古紙などは、区が業者に売り払います。ですから区の財布には、その売上金が歳入として入ってくるという格好です。先ほど言った資源の抜き取りというのも、抜き取られてしまいますと、区が業者に売り払って収入を得るものを抜き取られてしまうといった意味から、いま資源の抜き取り対策には力を入れているという部分があります。

# F委員

その場合の売払代金は、一般財源のほうに入ってしまいますね。金額の点もあろうかと思いますが、将来的にそれがある程度の財源になるとすれば、売払代金については目的税的に清掃事業に充当するようなことも。いま一般財源であるとすれば、それはそれで結構ですが、将来的な検討としてその事業に関連した収入は、できるだけその事業に戻してもらうことが大事だと思います。以上、よろしくお願いします。

#### 清掃管理課長

はい、分かりました。

会長

いまのお話は、また大きな問題ですね。

I 委員

13 頁の中に、「マイバックの持参率」という部分がありますが、「区民のごみ問題に関する意識や行動等の度合に関する指標イメージ」と、17 頁の「買物時のマイバックの持参の普及率」ということで、第1回目の「マイバック持参率状況結果報告」というのが出ております。下のほうの 26.8%、23.7%が男性で、女性が 27.2%というような数字が出ておりますが、13 頁に書いてあるのは、意識が 52%ということでしょうか。実際の持参率は 22、3%なはずですよね。

#### 清掃管理課長

17 頁の表は、ちょっと見にくいという意見を、ほかの方からもいただいております。 薄いほうの棒グラフは、この計画を作るときに行った区民アンケート調査で得られた数 字です。それが女性が 60%、男性が 26%ということで、この両者を合わせますと、13 頁で言っている、持参率 52%になるという関連です。

# I 委員

現実は20数パーセントという数字が出ているわけです。この調査方法においても、いろいろ問題はあろうかと思いますが、現実にごみを減らしていくという状況の中で、これだけのマイバック持参率ですね。環境目的税として、税金を課けることによって、ある程度意識が上がった部分もあるし、ごみが減った部分もあると私は思います。それが現状ではないかと思います。どんな問題を提起しても、区民の中には2割の意識の高い人たちと、全く失礼ですが、8割の無関心な方々がいるというのが現状です。この計画ですと、行政と区民が一体となってという中で、いちばんのキーポイントになっている

のは、区民の意識をどれだけ上げていくかです。区民の意識が上がらなければ、この計 画は絶対に上がっていかないと、私は思います。

現実的に思うと、やはり一般家庭の方のごみの有料化を推進していかないと、区民の 意識というものは上がらないと思います。本来ならば有料化しなくても意識が上がって いき、ごみの減量がなされることがいちばん良いのですが、現実的に簡単に啓蒙活動だ けでは、意識は上がっていかない状況ではないかと思っております。是非その辺をにら みながらやっていただかないと。10 年計画でこれが本当になるのなら、素晴らしい計画 ですが、計画倒れにならないことを祈っているというのが私の意見です。

M委員

中継の関連で、38 頁の不燃ごみの表です。中野区と練馬区が協力しない現状維持の場合のグラフと、両区が協力した場合ということで、かなり下回ったグラフができておりますね。それによって、実際の7分の1以下になるというように記されております。これは中野と練馬の協力を得ることが大前提になりますが、その辺の話し合いはした上で、この棒グラフを引かれたのかどうか。現実的に働きかけて話をして、では減らしていきましょう、それではという形でこのグラフができたのか、一応了解を得た形での理想的な線が、減量の右下がりの図というように解釈したらいいのか、どちらでしょうか。

清掃管理課長

端的にお答えしますと、杉並区の計画に示すということで、グラフについて両区には 了解のようなものは取っておりません。当然、この後の素案、あるいは正式計画となっ た段階で、両区に対しては説明をし、一緒にごみ減量の取組みをしていこうという協力 要請をして、連携した取組みをしていきたいと思ってはおります。

会長 J委員 ほかにございますか。

19 頁に、「家庭ごみの有料化などの経済的動機付けによる分別徹底」という記事がありますが、それを調査検討という部分です。ほかで聞いたところによりますと、家庭ごみの有料化を導入したときは、すぐにバーンとごみの排出が減っても、半年か、1年か、2年か時間が経つと、かなり元の量に戻ってしまうそうですので、その辺のデータも考えていただきたいと思います。100 まで戻すことはないのでしょうけれど、もしそれが80 や90 でしたら、結局住民にお金の負担だけをさせて、ごみは減らないという結果もあり得ると思うのです。そこは実施している各自治体の情報を杉並区も検討していただきたいと思います。

それと関連して、ここに「経済的動機付け」と書いてありましたので、ちょっと思ったことがあります。一昨日、杉並区の消費生活展の関連の講演会があり、早稲田商店連合会会長の安井潤一郎さんが、講演者としていらっしゃいました。そこは経済的動機付けとして良いことをしたという意味で、環境とごみとすべてを含めた、商店の活性化というお話だったのです。消費団体の連絡会のほうでは、講師として選ぶときに最初から、これは私どもではなく、商店会の方たちが企画した相手ではないかという案もあったくらい、商店会と活性化という意味では、とても良かったのです。題も「早稲田商店会奮戦記」というものだったのですが、内容はもちろん消費者等も含めて、商店会の方々に聞いてもらいたいと。昨日は連絡会があって、反省もあったのですが、ごみを減らして、なおかついろいろなことが活性化する、住民の意識も上がるということの一例としては、とても良いお話でしたので、参考までに。

#### G委員

細かいことですが、先ほどのペットボトルを学校で回収するという話です。これは私 も、あまりお勧めではないと思っています。現状として子供たちがペットボトルを持っ て学校に行くという姿は、いろいろな観点から考えて、あまり馴染まないのではないか なと思います。ですから、これは十分検討してもらいたいと思います。逆に生ごみのリ サイクルとか、落ち葉や剪定ごみといったものを学校の環境教育の中に入れ込むとか、 公園緑地課の課長さんもいらっしゃいますが、緑のリサイクルに関しては、緑のボラン ティアが、すでにいろいろな取組みをしておりますので、緑地化と教育委員会とごみの 担当といった横の連携、もちろんそのほかにも連携できる所はあると思いますので、そ ういう所を是非押さえながら、実際の計画が進んでいかないと、絵に描いた餅になって しまうのではないかと思います。ですから学校の子供たちに是非環境のことを学んでほ しいという観点から、学校を拠点にこういうことを進めてほしいと思います。ペットボ トルの拠点を増やすということで、これを進めるのはおかしいのではないかと思います。 それからもう1つ。21頁に「金属類の回収」というのがありますが、かつては古くな った自転車なども、金属類として回収していたと思うのです。ここにはなべややかんな どがありますが、なべややかんより、自転車のほうが重いのではないかと思います。放 置自転車がとても多いですよね。これとの関係も是非考えていただきたい。それとも難 しいのかな。オートバイはすごく難しいと聞いておりますが、自転車に関しては、放置 自転車をなくして街を良くするということと、金属ごみを減らすということと、どこか 関係があるのではないかと私は常日ごろ思っておりますので、何かそこら辺も考えてい ただけたら良いかなと思いました。

会長

ほかにございますか。

I 委員

いまリサイクルの問題が上がっておりますが、37 頁は可燃物の中に30%の混入物が入っている、これを徹底して分別することによって、リサイクルのほうにも回るし、ごみも減るだろうという、こういう考え方だと思うのです。その「戸別収集の検討」という中に、「排出者の責任を明確化するために、個別収集やサービスの向上を目的に」という項目がありますが、コスト増加の要因になる可能性とも書かれているわけです。現実にいまは民間委託も含めて、杉並区の行政の人間が収集していると思うのですが、民間委託の割合と区の職員の方との割合は、今どれぐらいの割合でやっているのですか。

清掃管理課長

区のごみの収集の方というのは、普通街で見かける清掃車がありますね。ドライバーと収集員がおります。いま収集している職員は、みんな区の職員です。車両とドライバーについては、一部は区の直営と言いますか、区の車であり、区のドライバーです。大半は民間の車、ドライバーでやっています。割合は、7が民間、3が直営という割合です。

I 委員

民間に100%委託することによって、当然コスト削減ということが、杉並区のいろいろな部分において、これからしていこうという取組みだと思うのですが、いままでと比べてどれぐらいのコスト削減になるのですか。人件費等を含めて、パーセンテージで結構です。

清掃管理課長

いま委託すれば区の人件費が例えば50%に減るとか、いますぐにその数字は出ません。また後ほどご紹介いたします。

I 委員

区の職員の方のごみ収集にかかっている人件費は高いと聞いております。例えば話は外れますが、学校給食にしても、これからはどんどん民間委託にしていきます。要するに中で調理をしている人間が、区の職員並みの給与水準でやっているから、民間委託をしているわけです。そうすることによって削減していこうと。同じように人件費が下かることよりも、ごみを減らすことが目的であるならば、民間委託をすることによってコスト削減を図り、その代わり排出責任者を明確化する、サービスを向上するということで、逆にコストを削減しなくても、ごみを減らすほうの目的に準じていくのなら、そのような方向でやったほうが私は効果的ではないかと感じているのです。

会長

またいろいろご意見を参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。 では最後の生活排水の部分と、資料はありませんが、51 頁の部分も含めてどうぞ。

F委員

45 頁に、「本区の下水道はほぼ 100%整備完了した」とありますが、この点については 兼ねてから、分流しない限り、善福寺川等の水質保全は全うできないということがある わけです。この計画の中で分流式にするとか、合流式がいけないということは書きにく いと思いますが、どうもこれだけでいきますと、区民の方々は下水道はほぼ 100%完了し ていて、もう問題ないのではないかというように受けやすいと思うのです。どこかコラ ムか注記か何かに、やはり下水道の問題点を書く必要があると思うのです。

というのは、合流式ですから、多量の雨が降りますと、マンホールや吸込み口に流れて、家庭の汚水を含んだ排水と雨水が下水で合流して、河川に放流されるという状況がたびたびあるわけです。このために善福寺川の水質は、いつまで経っても雨のあった後はきれいにならないのです。さらに下流に行って、東京湾の白い塊なども、この問題があるということで、東京都もようやく下水道の分流方式への改善を努力されているところです。その辺についてやはり何らかのことを書いておかないと、これを読んだだけでは、もう杉並区内の下水道は問題ないのだということになりますので、非常に誤解を招きやすいと思うのです。なかなか書きにくいとは思いますが、いまの合流式下水道の弊害と言いますか、問題点なり、分流式の改善等についての考え方なりを、やはり書いていただく必要があると思います。本来、下水道については東京都の所管ということもあると思いますが、やはり杉並区として排水の基本計画を書く以上、その点についても触れていただくことを、是非ご検討いただきたいと思います。

清掃管理課長

承りました。

会長

ほかにございますか。全体を含めてどうぞ。

E委員

この問題を起点に、ほかの点にも触れたいと思います。まず排水の関係については、他の部署との関連を含めて検討されているのでしょうか。例えばいまのお話のように、いま現在、杉並区内の排水路は、かつての用水路を利用しているわけです。したがって各所に網の目のように災害路があって、それらの災害路を通って、排水路があるのです。ですからこの水質が向上すればするほど、例えばドイツのように都市計画上、水を表すことができ、水のまち杉並というものが実現する可能性も高いのです。その辺の都市計画上のことと、いわゆる排水計画というのは、密接な関連があるはずですよね。そうすると、それに対していまの下水道普及率云々という話も含めて、全体の計画は10年先までを見ているわけですから、そこまでも視点においた形での、環境問題としての廃棄物

処理基本計画というものがあらねばならないと考えるわけです。

例えば将来、杉並工場がどうなっていくのか。これも当然計画時点では、建て替えの 用地はもうすでに確保してあるはずですから、10 年後にあの用地が一体どのような姿に なっていくのか。例えばあそこを地産地消という形。いまお話がありましたように、つ まり自分で出したごみは資源ですから、それらを利用して、どういう形でコストに置き 換えていくのか、あるいはそれを自分たちの利益にしていくのかという考え方を取り入 れていく。そうすれば、あの場所そのものは非常に小さい拠点ですが、あそこをどうい う形にするかという夢は描けるわけです。業務量は減りますし、当然のことながら、い わゆる処理の方式も違ってきます。例えばもうかなり古いですが、町田市などは老人施 設とごみ処理施設が完全に結び付いた形で運営されておりますので、そういう形もある わけです。

10年後はもうすぐですから、やはり杉並区としてこれを一体どうするのかという夢を描いていかないと。単に計画と数字があるだけの話であれば、区民はあまり乗っていかないだろうと思います。ましてや数字のことなど分かりません。ごみはこれだけの総量があって、そのうちこれが家庭用、これが事業用、あるいはリサイクルはここら辺にある、その全体でここの部分はこうなって、こうなって、これだけ要りますよという図表を使った話で、それが最終的には環境条例に基づいて、こういう夢のものができますよと。あくまでもこの考え方は、区の環境基本条例に基づいた内容の一部という視点を忘れないように考えていっていただければ、もう少し全体が見えてくるものになってくるのではないかという感想を、いま持っているのです。

この内容そのものは、ある意味では従来の考え方の10年計画なり、廃棄物処理の考え 方なりがそのまま移行しているところだけであって、その内容が少し改まっているぐら いのところかなと思っております。いま新しい状況がどんどん出てきているわけですか ら、もう少しそういう立場でものを考えていくと。あるいは当然のことながら、部署ご との横の連携を取った中で、この部署としてはそこまでは触れられないだろうけれど、 そういうことも視点に置きながら、内容を深めていくことができるのではないかと考え ます。

単純にこれを見ますと、清掃工場建替え計画みたいになってしまっていて、ちょっと 区民には不親切な格好になっています。その意味ではもっと全体が見える姿にしてもら えるといいかなというように、いま感想として持っています。

# 清掃管理課長

確かにいま言われたように、区民には不親切という部分は強く受けとめて、本当に全体像が見えるような形に極力修正して、計画として確定したいと思います。

# L委員

用水路と下水道の関係ですが、用水路を表に出して雨水だけ流せば、下水道に入れなくていいのではないかと思うのですけれど。

# E委員

ドイツの場合は二重になっているのです。表に表して見せる部分と、汚水関係はあくまでも出せない部分があります。ですから、そういう形で二重にして、水を活かすわけです。あるいは水を通じて環境を学んでいくようなことをやっているのです。

#### 会長

日本でも同じような取組みが、北区とか宇都宮などで、みんなそういうようにやって います。 O委員

47 頁の表の中に、「し尿混じりのビルピット汚泥」というのがありますが、これがどういうものなのか、私も全然知らないのです。注釈みたいなものがどこかに出ていますか。 教えてもらいたいと思います。注釈が出ていないと、これは何なのかしらと思ったものですから。

清掃管理課長

よく事業系のビルの地下のに、こういった層があります。そこにはいろいろな雑排水が入ってきます。水分を除いても、下のほうに汚泥が残ります。そのことを「ビルピット汚泥」と言っております。私もこの程度の説明しかできませんので注釈を入れるようにしたいと思います。すみません。ご指摘、ありがとうございました。

どうぞよろしくお願いします。

では私から3点に絞って、最後にお話させていただきます。まず先ほど来出ている、子供の問題です。私がずっと通読して感じたことは、子供との対話で「その他」の39頁に、やっと環境教育や環境学習が出てくるのです。そうではなく、15年もかけてやる計画なら、0歳が15歳になってしまうぐらいの長期スパンですから、子供相手にやらなければ実行力がないし、効果的でないということが言いたいのです。例えば10頁目に、「重点事項」というのがありますが、1つ項を立てていただいて、人の育成といった視点からの基本計画が必要ではないかと思うのです。この中にはたくさんのメニューが入っていますが、人をどうやって育てるかという視点が欠けています。ですから区立学校を十分意識されて、環境学習として、例えばエコ学用品、総合的な学習、給食の残飯の問題をどうするか、落ち葉の問題、校庭の問題など。全部ひっくるめて、ものすごくやる気でいます。いま教育委員会では、そういう通達も出したし、意欲も高まっていますから、是非是非その辺で重点事項として入れていただければと思います。それが1点です。

2点目は、美観の問題がどこかに出ていましたね。これが面白いなと思いました。先ほど総合的な視野ということを言われましたが、27 頁に「まちの美観の確保」というのが、収集のときに出ています。それでパッと思い出したのが、例えばフランスにアヌスィーという街があります。そこへ行ったときに、びんの置き場ですね。びんをカラカラやるとすごく騒音が気になる、やはり音自体も静かにさせておくのが景観の一部だということで、びんは地下に埋めた所に捨てるようになっているのです。ですから夜出しても音が地上に聞こえないようになっている。東京の街は騒音だらけですが、そのぐらい景観というか、美観というか、騒音というか、そういうものに気をつかっているのです。ですからマンホールみたいな所に捨てて、そこから出してくると、そこの中にびんが入っているのです。それぐらい気をつかっている街もあるのです。

ソルトレークのオリンピックをやった街などは、ごみの収集場所は柵で囲って見えないようにしなければいけないというのが、条例であるわけです。東京ではそんなことは言っていられないけれど、車も家の裏側から行かなければいけないとか。国際化した世の中では、一応そういう視点で見る人たちもあるわけですから、東京の街というのは、えらく汚いなと思います。ですから杉並区のごみの置き場とか、収集場所とか、欲を言えばそれを今後、どういうように半永久的に確保していくのかということがあります。例えば学校の用地なども一部、そこをずっと共有地にして、そこら辺は景観を考えた置き場にするとか、いろいろなことがあるのではないかと思います。

会長

3点目に、5頁にフローがありましたね。「環境基本計画」というのが右側にあって、そこから「一般廃棄物の処理基本計画」というものが出てくるわけです。これは良いと思うのですが、そこの重なった所に、「みどりの基本計画」とか、「地域省エネビジョン」というのがあります。本来、「一般廃棄物」などのそれぞれ3つが、「環境基本計画」の所に重なって出てくるのです。今回はそれを取り出して、「このように1冊にまとめました」と言うのであるならば、みどりや省エネというのは、「環境基本計画」の所に重なっているのではないかと思うのです。総合的に物事を考えていけば、ストーリーとしてはそのほうが成り立ちやすいと思います。このフローで全体像というものを見た場合、そんなことを思いました。

まだまだご意見をちょうだいしたいわけですが、時間の関係もありますので、お気付きの点は、事務局の清掃管理課のほうにお伝え願えればと思います。よろしくお願いいたします。

では「一定規模以上の開発等に関する報告」ということで、公園緑地課長からお願いします。

#### 公園緑地課長

お手元の資料3をご覧ください。「(仮称)神田川・環状7号線地下常設池(第二期)善福寺川取水施設」というのが、今回の対象です。場所については、お手元の資料の裏面をご覧ください。環状7号線と善福寺川が交差する西側の部分です。この地下に河川から溢れた水を導入するための施設を造ります。すでに第1期工事で、神田川の所には出来ておりますが、善福寺川についてはまだ出来ていないので、これからこの工事に取りかかるということで、そこの取水施設の緑化の計画についてです。

所在地は掘ノ内2丁目1番です。敷地は記載のとおり7,992 ㎡、建築面積は1,678 ㎡、基準の緑地面積は1,124.14 ㎡です。計画緑地面積は1,584.8 ㎡ということで、全体の敷地に占める割合は19.83%です。基準の緑化延長は126.34mということで、計画の緑化延長は109.07mですが、これについては中の緑地で換算しております。緑化基準による基準樹木本数と計画樹木本数は、高木、中木、低木のどれについても、基準を上回った計画になっております。また今回はこの建物の屋上に、屋上緑化いたします。都の基準は131.57 ㎡ですが、それを上回る約170 ㎡の屋上緑化も計画されております。

処理経過ですが、昨年12月に緑化指導させていただいて、計画書の受理が1月でした。 工事の完了は平成18年3月ということで、これから土木工事、建築工事、それが終わってから緑化工事となります。建物の状況ですが、建築の棟数が3棟、地上2階建て地下2階です。お手元の資料で緑色に塗られた所が、今回敷地を緑化する所です。この図面の左側、これが西側になりますが、その部分については、将来的に公園として誰でも使えるようなスペースにしていこうという計画です。

会長

ご質問、ご意見はございますか。ではよろしゅうございますか。ありがとうございました。では4の「その他」に入らせていただきます。まず参考資料のご説明を、事務局からお願いします。

# 環境清掃部 副参事

昨年10月の「環境博覧会すぎなみ2002」の中で開催された、国際環境フォーラムの報告書を作成いたしましたので、本日、ご参考までに席上に配付させていただきました。 同じく概要版も配付させていただいております。ご多忙とは存じますが、後ほどお目を 通していただければ幸いです。なお、本書については2月上旬、区のホームページに掲載する予定で、現在準備を進めているところです。

会長

環境課長

それでは「その他」ということで、環境課長、何かございますか。

今日、お手元に東京都の環境影響評価制度の冊子をお配りしておりますが、1点だけお伝えしたいと思います。1頁にアセスメントの一連のプロセスが載っております。ちょうど頁の分かれ目の2頁に入った辺りで、真ん中に水色で「評価書案」というものが図示されているかと思います。これは制度の説明ですが、私どもにいちばん関係が深いのが、プロセスに入っている放射5号線の建設事業のアセスメントです。この評価書案が1月に東京都の都市計画局、建設局から環境局のほうに提出されたとお聞きしております。

これが公示になるのが、3月に入ったあたりで、縦覧期間が3月から4月にかけてということで、この間に評価書案に対し、区長から意見を提出するわけです。その前段階として3月の当審議会で、当審議会のご意見をちょうだいしたいと考えております。公示になり次第、お手元にこの評価書案をお送りいたしますので、恐縮ではございますが、3月の審議会までにお目通しいただき、ご意見をお持ちになっていただければと存じます。日程の関係から、区長からの意見は4月半ばぐらいまでに出さないといけませんので、3月の次回の審議会でご意見をいただき、それを反映させて区長の意見とさせていただきたいと思っております。これは今回改正されたアセスメントの資料ですが、区長がこの環境影響評価の中で評価書案に対し、正式に意見を表明するのは、これが最後の機会になります。ですから大事なプロセスになってまいりますので、お送り申し上げましたら、お目通しいただきたいと思います。

会長

よろしゅうございますか。

公園緑地課長

お手元に『みどりと人』というリーフレットをお配りしております。これについては 今回初めて、みどりのボランティアの方々に編集をお手伝いしていただきました。中の 記事等については、みどりのボランティアの方々が書いてくださいました。それだけご 報告させていただきます。

環境課長

これが最後です。環境美化条例の改正については、これまでも当審議会でちょっと触れさせていただいたかと存じます。いま見直しの作業を詰めており、2月には現在、大体こういうことを考えておりますということをお示しできるような状態になるかと存じます。その際には広報等でお知らせいたします。この件は区として進めさせていただいておりますので、逐一お諮りすることができなくて恐縮ですが、広報等をご覧になっていただければと思います。特にタバコの吸い殻などが、かなり改善されない状況などを踏まえ、制度的にも少し見直しをしておりますので、お目通しいただければと存じます。よろしくお願いします。

会長

最後に次回の日程ですが、副会長の先生方の日程と、会場の確保ということで事務局と相談して、3月28日金曜日、朝9時半からお集まりいただきたいと思います。先ほど事務局からもお話がありましたように、すでに予定されている議題等がたくさんあるということで、10時からではなく、9時半に予定しております。ご都合の悪い委員の方もいらっしゃるかと思いますが、ご調整のほど、どうぞよろしくお願いします。

これをもちまして第 11 回の審議会を終わりにさせていただきます。どうもありがとう ございました。